新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

☆追加要件を満たせば **実質無利子・無担保**の対象
利子補給対象上限
- 日本公庫等　中小事業**1億円**　国民事業**3,000万円**
- 商工中金　危機対応融資**1億円**

給付	売上が半分以下※で家賃の支払いが苦しい ※1月～12月どの月でも		持続化給付金	• 中堅・中小・小規模最大200万円 • フリーランス含む個人事業主最大100万円	相談ダイヤル 0120-115-570 (毎日8:30 ～ 19:00)
助成	雇用を維持できない		雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大10割助成　※上限日額8,330円	お近くの都道府県労働局 またはハローワーク
猶予・減免	売上減で税、社会保険料が苦しい		国税・地方税・社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、 1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予	国　税➡国税局猶予相談センター 地方税➡各地方団体の窓口 社会保険料➡管轄の年金事務所、各都道府県労働局
	売上減で固定資産税が払えない		固定資産税・都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、 来年度は2分の1又はゼロに減免	相談ダイヤル ☎0570-077-322 (平日9:30 ～ 17:00)
融資	売上高5%以上減少なら	指定738業種	セーフティネット5号	• 借入債務の80%を信用保証協会が保証 • 2.8億円(別枠。⑨と共有) • 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
			☆ 新型コロナウイルス感染症特別貸付	• 中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫
			☆ 商工中金等による「危機対応融資」	• 3億円(別枠) • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
		小規模事業者	☆ 新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	• 1000万円(別枠) • 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫
		生活衛生関係営業 ・旅館 ・飲食 ・理美容店など	☆ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	• 6000万円(別枠) • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内(運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫
			☆ 新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	• 1000万円(別枠) • 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫
	さらに 売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)	衛生環境激変対策特別貸付	• 1000万円(別枠) • 運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫
	さらに 売上高15%以上減少なら		危機関連保証	• 借入債務の100%を信用保証協会が保証 • 2.8億円(別枠) • **保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
	さらに 売上高20%以上減少なら		セーフティネット4号	• 借入債務の100%を信用保証協会が保証 • 2.8億円(別枠。①と共有) • **保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
	減少幅に関係なく		セーフティネット貸付	• 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 • 設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫

新型コロナウイルスの感染拡大により休業を余儀なくされるなど、事業継続にお困りの
中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

持続化給付金

じぞくかきゅうふきん
経済産業省

売上が前年同月比 50%以上減少している事業者の方は、
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。
（今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。**令和3年1月15日まで**申請が可能です。）

給付内容

中堅・中小企業、小規模事業者	上限 **200万円**	フリーランスを含む個人事業者	上限 **100万円**

給付額：前年の総売上（事業収入）**－**（前年同月比 ▲50%月の売上 ×12か月）

申請方法　申請は持続化給付金ホームページから。

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、
電子(オンライン)申請で受け付けます。
パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

パソコンでの申請は　持続化給付金　検索
スマホでの申請は
「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

持続化給付金コールセンター　お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページやFAX、LINEもご活用ください。
0120-115-570
IP電話番号 03-6831-0613
[受付時間] 8:30~19:00（5、6月中は全日対応）　FAXでも情報が取り出せます　※コールセンターでは、不正受給の内部通報にも対応しています
LINEでもお問い合わせを受け付けています。
LINE ID：@kyufukin_line

小規模事業者持続化補助金 公募開始のご案内

（令和元年度補正）

本補助金は、小規模事業者の皆さんが経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

公募期間	**（第3回受付締切）２０２０年10月2日(金)** **（第4回受付締切）２０２１年２月5日(金)** ※締切当日消印有効
事業実施期間	・第3回受付分　交付決定日 ～ 2021年7月31日（土） ・第4回受付分　交付決定日 ～ 2021年11月30日（火）
補助率	**2/3以内**　上限**50万円** 認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者は最大100万円

公募要領・申請様式は伊根町商工会ＨＰをご覧ください
https://ine.kyoto-fsci.or.jp/
お問合せ：伊根町商工会 TEL32-0302

はじめての雇用調整助成金

どうしたらもらえるの？
※他にも支給要件あり

①売上げが下がり、従業員を休業させる必要があった
②従業員を計画的に休業させた
③休業させた従業員に休業手当を支払った

Step1 休業の計画を立てましょう（※休暇や休日は対象外）
☑休業はいつからいつまで? 何日間?　☑休業させる従業員は何人? 全員?
☑休業時間は１日中? 一部の時間帯?　☑休業手当の額は平均賃金の何%※?
※労働基準法で60%以上と決められています

Step2 休業協定書にまとめ、従業員の代表と合意しましょう
☑Step1で立てた計画を書面（様式は任意）にまとめます
☑労働組合または労働者の代表と合意します

Step3 計画どおりに休業させ、休業手当を支払います
☑Step1で立てた計画に沿って休業します
☑休業日数や時間を従業員ごとにタイムカードや出勤簿に記載します
☑休業手当の額を従業員ごとに給与明細や賃金台帳に記載します

Step4 助成金の支給申請書を作成し、添付資料を準備します
☑従業員ごとに休業日数、休業手当額等を記入します
☑休業手当総額×助成率で助成額を計算します
☑事業所名、口座番号などを記入します

添付資料
☑タイムカード・出勤簿
☑給与明細・賃金台帳

Step5 労働局・ハローワークに申請します（窓口・郵送）
労働局・ハローワークの審査を経て　指定した口座に、助成金が振り込まれます

詳しくはガイドブック(簡易版)をご覧ください。
申請様式や作成マニュアルもここからダウンロードできます。
厚生労働省雇用調整助成金　検索

令和２年（２０２０年）

「伊根花火」中止のお知らせ

令和２年８月２９日（土）に開催予定をしておりました、令和２年（２０２０年）伊根花火につきまして、５月２６日（火）に「伊根花火実行委員会」を開催し協議した結果、新型コロナウイルス感染の状況を鑑み中止と決定致しました。